

著作権内規

種 類 内 規

議 決 理事会

制定期日 平成19年(2007年) 9月13日

改定期日

(目 的)

第1条 この内規は、社団法人日本品質管理学会（以下「学会」という。）に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等及び本学会に投稿される研究報告、シンポジウム・研究発表会などの予稿等を含む。）に関する著作者・投稿者（以下あわせて「著作者」という。）の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。ただし、研究会の成果の著作権の取り扱いについては、「研究会成果に関する内規（学会規則第222）」に従うものとする。

(著作権の帰属)

第2条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利[注1]を含む）は、本学会に原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。

[注1]：複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(第28条)。

- 2 特別な事情により前項の適用ができない場合、著作者は投稿時にその旨を学会宛に文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の取り扱いについては、著作者と本学会との間で協議し、取り決めるものとする。
- 3 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

第3条 著作者は、次のいずれかに該当する改変または利用について、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用

(著作権利用の許諾および対価の処理)

第4条 本学会に帰属する著作権を第三者が利用する場合は、本学会の許諾を必要とするものとし、転載許諾申請は「著作物転載許諾申請書」(様式231-1)により行う。

- 2 第三者から著作権の利用許諾申請があった場合には、本学会の理事会において審議し、諾否の決定を行なうこととし、転載を許諾した場合には「転載許諾書」(様式231-2)により、通知するものとする。また、複製については、許諾する権利を理事会の承認を得て、外部機関に委託することができるものとする。
- 3 前2項により、第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れるものとする。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を、著作者自身が自身の用途のために利用する場合は、原則として、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

- 2 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は「著作者による著作物利用通知書」(様式231-3)により本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに、利用された複製物あるいは著作物の中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。

なお、以下の第3項及び第4項に係わる利用については、事前に申し出ることなく利用できるものとする。

- 3 本学会に投稿された論文等について、他の学会に投稿することはできない。ただし、本学会に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合は、その限りではない。また、論文等のうち、研究発表会予稿、シンポジウム予稿、研究会報告(以下「研究報告等」という。)については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する(以下「論文化投稿」という。)ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
- 4 著作者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWebサイト(著作者所属組織のサイトを含む。以下同じ。)において著作者自身の著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して、本学会の出版物にかかる出典(当該出版物が発行された場合)を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について、別段の取り決めがある場合には、当該取り決めがこの内規に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

- 2 本学会に投稿された論文等が、第三者の著作権その他の権利または利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負うものとする。

(本内規施行以前の著作物の取り扱い)

第8条 この内規の施行以前に投稿された論文等の著作権については、投稿者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この内規に従い取り扱うものとする。

附 則

1. この内規は、平成19年(2007年)9月13日に制定し、即日施行する。